

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和5年10月5日（諮問（個）第6号）

答申日：令和6年4月9日（答申（個）第6号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和5年4月27日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件対象保有個人情報を本件開示請求に係る「全ての面談時における記録及び音源」と特定し、このうち音源については不存在とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年5月24日付け監察第19号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年6月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

原処分のうち、「音源については不存在」の部分を取り消し、本件開示請求に係る面談（以下「本件面談」という。）時の音源（以下「本件音源」という。）を全部開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件音源については、県費で購入したボイスレコーダーを用いて、職務中に録音されたものであり、上席が同席している状況で、決して職員が個人判断で個人の所持品を用いて録音したものではないから、法第 60 条第 1 項に定める保有個人情報に該当するものと考えられるため、本件処分は違法である。
- (2) 本件開示請求は、本件面談時における全ての関係する記録を求めたものであるが、実施機関が開示した内容に本件音源は含まれておらず、その議事録も作成されていなかった。
- (3) 本件面談時に、実施機関の職員が審査請求人に断りを入れ、録音した以上、概要記録ではなく、より正確な議事録を作成すべきである。
- (4) 議事録を作成しないのであれば、音源は保存しておくべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明、意見の陳述及び審議会の求めに応じて提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 保有個人情報の定義

法第 60 条第 1 項において、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと定義されている。

2 ICレコーダーの管理及び取扱い状況

- (1) 実施機関においては、記録手段の一つとして、ICレコーダーを担当職員に県費で支給している。担当職員は、常時専用のICレコーダーを各自で管理し、専ら面談記録作成用に利用している。担当職員の異動に伴う事務引継の際は、録音した音源を削除した状態で後任者にICレコーダーを引き継いでいる。
- (2) ICレコーダーの利用方法を定めた明文規定は存在せず、実務上は下記のとおり運用されている。

ア 上席から録音の指示がある案件の場合

上席からICレコーダーによる録音の指示があるのは、懲戒処分に至る可能性のある案件として監察査察監自らがヒアリングを実施する場合に限ら

れる。上席の指示により録音した音源は、所属職員であれば誰でもアクセス可能なフォルダ（以下「所属フォルダ」という。）に整理して保存され、当該所属の他の職員が組織的に利用できる状態に置かれる。

イ 上席から録音の指示がない案件の場合

上席からＩＣレコーダーによる録音の指示がある案件以外は、録音するのか、手書きのメモで対応するのか、また、録音した音源や手書きのメモ等の記録を保存するのか、廃棄するのかの判断は、各担当職員に完全に委ねられている。ＩＣレコーダーによる録音は、面談記録作成のために行うものであり、面談記録の作成という目的を達したと判断すれば、当該担当職員の判断で当該音源を廃棄できることを当然の前提として運用されている。

担当職員が音源を保存する場合は、所属フォルダではなく、担当職員自らの判断で、当該職員が利用・管理する端末のハードディスク（以下「個人ハードディスク」という。）に保存する。この場合、当該所属の他の職員は当該音源が保存されていることすら知らない。担当職員の異動に伴う事務引継に際しても、ＩＣレコーダー内及び個人ハードディスク内の音源はすべて廃棄するため、音源を引き継ぐことはしていない。

なお、担当職員が自身の端末の個人ハードディスクへアクセスするには、当該所属である監察査察課においては参事のみが管理しているローカルカードが必要となる。同カードを利用するにあたっては、参事の許可を得て貸与を受け、使用簿へ所要事項を記入する必要がある。同カードを使えば、担当職員以外の職員であっても、当該担当職員が利用・管理する端末の個人ハードディスクにアクセスすることは可能ではあるが、本件音源が保存されていることを知らない担当職員以外の職員が、当該職員が利用・管理する端末のハードディスクにアクセスすることは考え難い。

また、当初は懲戒処分に至る可能性がない案件であるとして扱われていた事案であったものの、後日、当該事案を懲戒処分に至る可能性がある事案として扱うことになった場合は、上記アのとおり、改めて監察査察監によるヒアリングを実施するため、担当職員の判断により録音していた音源が、懲戒処分手続において利用されることはない。

3 面談記録の作成

(1) 上席から録音の指示がある案件の場合

事案の軽重や状況に応じた適切なタイミングで文字起こしをして面談記録を作成する。

(2) 上席から録音の指示がない案件の場合

面談で相談者から聴取した内容の概要をまとめた面談記録を作成し、上席ま

で供覧する。これまで、面談記録の内容が不十分であることを理由とする再作成の指示はされたことがない。

4 本件音源の取扱い

(1) 録音状況

本件面談は、職場の同僚職員からハラスメントを受けたとの理由で審査請求人から面談の申し出があり、実施したものである。審査請求人に確認している内容からは、職員の非違行為と認定できるものではなくハラスメント事案に該当しないと実施機関は判断したため、一般的な職員相談として実施したもので、職務上の懲戒処分に至る可能性のある案件として実施したものではなかった。上席からの録音の指示はなかったため、実施機関の担当職員は、面談記録を作成するために、審査請求人の同意を得て、当該職員の判断で、手書きのメモを補充するものとして審査請求人との面談を録音した。

(2) 面談記録の作成

実施機関の担当職員は、手書きメモでは不明確な部分について本件音源を確認しながら面談記録を作成し、上席まで供覧を終えている。

(3) 本件音源の保存状況

担当職員が、個人ハードディスクに保存した本件音源を廃棄しようとしていたところ、審査請求人からの保有個人情報開示請求等があったため、当該担当職員の判断で本件音源の保存を継続した。当該所属の他の職員は、担当職員が本件音源を保存していることを認識していなかった。

なお、現在は審査請求人から実施機関に対して相談等はなく、本件は進展のない状況である。

5 実施機関の判断

ICレコーダーにより録音した音源の上記実務上の取扱い及び本件音源の取扱いから、実施機関は、本件音源に組織共用性はなく保有個人情報に該当しないと判断し、法第82条第1項の規定により本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件審査請求について

本件審査請求では、本件処分で不存在とされた本件音源の開示が求められている。

2 法第 60 条第 1 項に定める保有個人情報について

法第 60 条第 1 項において、保有個人情報は、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているもの、と定義されている。

本件審査請求においては、本件音源に記録された個人情報が職務上作成し、又は取得したものであることについては、当事者間に争いがなく、当審議会においても、同情報が職務上作成し、又は取得したものと認めるところであるが、同情報が実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものであるか否か（以下「組織共用性の有無」という。）が争われている。

3 本件面談の内容について

実施機関の説明及び提出された資料によれば、本件面談は、職場の同僚職員からハラスメントを受けたとの審査請求人の主張を受けて実施されたものであることが認められる。同ハラスメントの内容は、当該事案の性質上、審査請求人の主張のみをもって直ちに職務上の懲戒処分事由に該当するものと判断することは困難な事案であると認められ、このことに鑑みれば、同面談の時点で、職務上の懲戒処分に至る可能性のある案件ではないと判断したとの実施機関の説明は不合理とはいえない。

そうすると、本件面談は、実施機関が主張するとおり、一般的な職員相談として実施したものであると認められる。

なお、本件面談の後においても、当該同僚職員の行為が職務上の懲戒処分に至る可能性のある案件に移行したとの事情は認められない。

4 組織共用性の有無の判断方法について

組織共用性の有無については、作成又は取得に関与した職員個人のみが所持し利用するにとどまるものか、組織としての共用文書等の実質を備えたものか、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして、利用及び保存されているか否かにより判断すべきものと解される。

具体的には、①文書等の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書等の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考

慮して実質的に判断することが相当であると解される。

5 組織共用性の有無についての検討

(1) 作成又は取得について

実施機関の説明によれば、本件音源を録音したICレコーダーは、実施機関の担当職員に県費で支給されているものではあるが、その利用方法等を定めた明文規定は存在せず、実務上の運用として、上席からの録音の指示がある案件以外は、録音の要否は、各担当職員に完全に委ねられているところ、上席から録音の指示があるのは、懲戒処分に至る可能性のある案件として監察査察監が自らヒアリングを行う場合に限られ、本件面談に当たり録音の指示はなかったとのことである。

本件音源についてこれをみると、本件面談は、前記3のとおり、実施機関が職員相談として実施したものであり、職務上の懲戒処分に至る可能性のある案件として実施されているものではなく、また、本件面談に同席したのは参事であって監察査察監ではないことからしても、担当職員の判断により録音されたものであると認められ、この録音に当たって、実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものと認めることはできない。

(2) 利用、保存及び廃棄について

実施機関の説明によれば、①本件音源は、実施機関の担当職員が本件面談に係る面談記録作成の一助として録音したものである、②本件面談に係るものを含め、面談記録を供覧した際、その内容が不十分であることを理由に再作成を指示されたことはなかった、③本件音源は、個人ハードディスクに保存しており、他の職員は本件音源が存在することを本件開示請求があるまで認識していなかった、④ICレコーダー内の記録は、当該担当職員の判断で廃棄することが予定されている、とのことである。なお、異動に伴う事務引継に際しても、ICレコーダー内及び個人ハードディスク内のデータは廃棄し後任者に引き継ぐことはしないとのことである。

実施機関における事務処理の実態に鑑みれば、この説明に特段不合理な点は認められない。

また、当審議会に提出された書面によっても、本件音源が保存されている個人ハードディスクに担当職員以外の職員がアクセスした事実は認められない。

さらに、既に面談記録を作成し、その供覧を終えた現時点においては、前記担当職員が本件音源について更なる利用を予定しているものではないと認められ、また、同面談記録の供覧を終えた後は同面談記録に基づく事務処理が遂行された形跡がないこと及び本件面談に係る議事録が今後作成される予定も窺えないことからすれば、本件音源を組織的に利用することが予定されている

ものとも認められない。

加えて、担当職員以外の職員は、本件音源が保存されてから本件開示請求がなされるまでの間、本件音源の存在を知らず、担当職員以外の職員が同音源を利用する可能性が皆無に近い点も併せて鑑みれば、本件音源が未だ廃棄されていないことを考慮しても、本件音源については、組織共用性があるとは認められない。

(3) 判断

以上の事情からすれば、本件音源が保有個人情報に該当しないという実施機関の判断は妥当である。

6 結論

よって、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。
なお、委員1名による反対意見がある。

7 反対意見

本件音源は保有個人情報に該当し、同音源に記録された情報の中に他の不開示理由に該当する部分が存在するか否かについて審理を行い、不開示理由が認められない部分については開示すべきであると考える。

以下、その理由を述べる。

本件音源は、本件面談の内容を機械的に録音したデータを内容とするものである。

本件面談は一般的な職員相談として実施されたものであるが、本件面談の内容については、担当職員において面談記録が作成され、上席への供覧がなされているものであり、当該面談記録が組織共用性を有することは争いが無い。

そして、本件面談は、同僚職員からハラスメントを受けたとする職員の申し出を内容とするものであり、実施機関の説明によれば、当初は懲戒処分に至る可能性がない案件であるとして扱われていた事案であっても、後日、当該事案を懲戒処分に至る可能性がある事案として扱うことになった場合は、改めて監察査察監によるヒアリングを実施するというのである。

そうだとすると、仮に本件面談の結果、職員の非違行為と認められる事実が明らかになった場合には、改めて懲戒処分手続が開始されることもあり得たと考えられ、本件面談の結果が懲戒処分手続に直接利用されることはなくとも、懲戒処分手続を開始する端緒となった可能性は否定できない。

このような本件面談の性質に照らすと、面談記録の作成に当たっては、職員相談における聴取内容の要旨を正確に記録することが求められていたというべきであり、本件音源も、面談記録を正確に作成するための補助資料とするために録音されたものと認められる。

そうすると、本件音源は、面談記録作成に当たっての原資料であるとともに、その正確性を担保する資料でもあって、自己研鑽のための資料や備忘録といった、担当職員が専ら自己の執務の便宜のために利用するにとどまる資料とは本質的に異なるというべきである。

職員相談の実施から面談記録の作成、供覧に至る一連の過程全体が、実施機関が組織として実施したものであり、本件音源をもとに作成された面談記録が供覧に供されている本件の事情のもとでは、本件音源を直接利用したのが担当職員のみであるからといって、組織共用性が否定されるべきではないと考える。

以上から、本件音源には組織共用性が認められ、保有個人情報に該当するから、他の不開示理由に該当しない限り開示すべきである。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年10月5日	○諮問（実施機関）
令和5年10月19日	○審議
令和5年11月10日	○実施機関から説明資料を受理
令和5年11月21日	○審議
令和5年12月19日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年1月16日	○審議
令和6年2月7日	○実施機関から追加資料を受理
令和6年2月16日	○審議
令和6年3月14日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年4月27日	審査請求人の全ての面談時における記録及び音源